

② 県研究協議会

部会 地区	実施期日	会場名	参加者数	指導助言者
国語	9月25日	会津若松市第四中	160	指主 宇田 哲雄 指主 佐竹 虎男 指主 佐藤 弘
社会	9月25日	会津若松市第一中	150	指主 佐藤 裕 指主 半沢 鐘吉 指主 斎藤 正国
数学	9月25日	会津若松市第二中	140	指主 二瓶 義喜 指主 井上 三男 指主 大久保春男
理科	9月25日	会津若松市第二中	160	指主 小野 弘三 指主 遠藤 良孝 指主 田崎 富雄
音楽	9月25日	会津若松市第一中	120	指主 橋本 篤也 指主 佐藤 孝衛 指主 村岡 信
美術	9月25日	会津若松市第二中	95	指主 鈴木 栄 教諭 加藤 茂雄 教諭 佐藤 昭一
保体	9月25日	会津若松市一箕中	100	指主 渡部 誠一 指主 武藤 昭夫
技・家 (男)	9月25日	会津若松市第四中	80	指主 黒須 撰三 教諭 引地 善美
技・家 (女)	9月25日	会津若松市第四中	80	指主 海野 清瀬 教諭 前沢 照
英語	9月25日	会津若松市第三中	120	指主 田崎 宗寿 教諭 井上 清志
道徳	9月25日	会津若松市第二中	60	指主 円谷 正衛 指主 橋本 光男 指主 道山 昭次
特活	9月25日	会津若松市第二中	70	指主 林 俊 指主 大塚 稔 指主 根本 敏雄

3 小学校教育課程講習会 (2年目)

小学校学習指導要領は、昭和43年7月11日文部省令第25号をもって、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、同日付文部省告示第268号をもって、小学校学習指導要領の全部を改正する告示が公示され、それぞれ昭和46年4月1日から施行されることになった。

それに伴い趣旨の徹底を図るための講習会を3年間に全教員を対象に開くことになった。

(1) 目的

改正小学校学習指導要領についてその趣旨の説明及び必要な研究協議を行ない、もって小学校教育の改善、充実を図ることを目的とする。

(2) 主催

文部省及び福島県教育委員会

(3) 期日

(北海道・東北地区講習会) 7月10、11日

(県講習会) 8月11、12、18、19日

(4) 参加者

(地区講習会) 県から41名

(県講習会) 国立学校 8名 公立学校 2,998名

私立小学校 26名 指導主事 27名

(5) 講師

(地区講習会) 文部省 大学教授

(県講習会) 北海道・東北地区講習会受講者

(6) 会場

(地区講習会) 青森県上北郡野辺地町

(県講習会) 保原小、二本松南小、福島四小、橘小、芳山小、船引小、棚倉小、謹教小、喜多方小、田島小、浪江小、平一小

(7) 日程

時程	第1日	第2日
～9:00	受付	
9:00～9:30	開会式	
9:30～10:30	総則	特活
10:40～12:10	国語、算数	音楽、家庭
13:10～14:10	道徳	図工、体育
14:20～15:50	社会、理科	閉会式

会場によって教科、道徳、特活の入れかえがある。

(8) 内容

(県講習会)

○開会式：県教育長、会場地区研究会会長等あいさつ

○総則：教育事務所課長が解説

○部会：各教科(文科、理科コースに分け、80分の

解説と10分の質疑)

道徳(50分の解説と10分の質疑)

特活(50分の解説と10分の質疑)

それぞれ講師が分担によって解説する。

(9) 講師

(県講習会)

○本庁関係 11名

○教育事務所長 7名

〃 管理主事 7名

〃 指導主事 25名

市教育委員会指導主事 6名

市町村立学校教員 9名

(10) 所見(県講習会)

① 日程・会場・運営・要領等の作成に検討を重ねた教育事務所の計画はすばらしいものであった。

② 講師陣も印刷やO.H.P.などを使っての配慮は好評であった。

③ 受講者は、2年目であるので勉強してきており質問も熱心であった。

④ 2日間が適当であり、2コースにして、時間をとったのはよかったと好評であった。

⑤ 開催前に、研究協議会をもって準備をしたい。

4 中学校教育課程講習会 (1年目)

中学校学習指導要領は、昭和44年4月14日文部省令第11号をもって、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が制定され、同日付文部省告示第199号をもって、中学校学習指導